

“しらたか”をもっともっという町に!!  
まちづくりにあなたの声をおきかせください!!

# 「審議会等委員」を 募集します



わたしたちが生活している町を住みよい町としていくためには、わたしたち自らがまちづくりに参画して、みんなで知恵を出し合いながら一つずつ行動に移していく必要があります。

その一つの方法として、協働のまちづくり条例では、町が設置するさまざまな審議会等の委員を選任するにあたり、自ら参画しようというかたの募集について定めています。

各審議会等の役割は、まちづくりを進めていくための重要な計画などについて、調査や審議をしながら、町に対し意見を述べていくことです。

## 今回委員を募集する審議会等と募集人員

① 白鷹町環境審議会	3人
② 白鷹町社会教育委員(兼) 公民館運営審議会	2人
③ 白鷹町地区公民館運営委員会	各地区2人
④ 白鷹町文化財保護審議会	2人
⑤ 白鷹町病院事業等運営委員会	2人

## 各審議会等に 共通する応募資格

◆原則として、白鷹町他の審議会等の委員でないこと

◆年間複数回開催される会議などに出席できるかた

◆白鷹町の議員及び職員でないこと

◆次の基準を満たすかた  
納税等(町税、各種負担金、使用料などを含む)の義務を果たしていること

(2) 公民権を有していること

(3) 破産者で復権を得ない者でないこと

(4) 成年被後見人、被保佐人、被補助人でないこと

(5) 刑執行中の犯罪歴がないこと

(6) 暴力団員等でないこと

## 委員の任期

平成26年4月1日から  
平成28年3月31日まで

ただし、

③ 白鷹町地区公民館運営委員会委員は平成26年4月1日から地区コミュニティセンター開所まで

## 募集する審議会等委員の 職務と人数、応募資格

### ① 白鷹町環境審議会委員

町の良好な環境の保全と創造、環境基本計画に関することなどについて審議する機関です。

▼募集人員 3人

▼応募資格

・町内に住所を有し、応募時点で満25歳以上のかた

・年2〜4回程度開催される会議などに出席できること  
▼担当 町民課くらし環境係  
☎ 85-6131

### ② 白鷹町社会教育委員 (兼) 公民館運営審議会委員

① 社会教育委員

社会教育に関する諸計画の立案や、教育委員会の諮問に応じた意見を述べる機関です。

② 公民館運営審議会委員

教育委員会の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施について調査審議する機関です。

▼募集人員 2人

▼応募資格

・町内に住所を有し、応募時点で満25歳以上のかた  
・年10回程度の研修・会議な